

	年齢制限	運転免許証	ヘルメット着用	ナンバープレート	防犯登録	保険	税金	走行できる場所	速度
自転車(普通自転車)	制限なし	不要	努力義務	不要	法律により義務	都道府県条例によって自転車保険加入が必要	不要	車道・自転車道・歩道※3	最高速度はありません※8
電動アシスト自転車(普通自転車)	制限なし	不要	努力義務	不要	法律により義務	都道府県条例によって自転車保険加入が必要	不要	車道・自転車道・歩道※3	アシスト適用範囲24km/h未満※5
自転車(軽車両)●歩道走行禁止 ①長さ190cm超 ②幅(ハンドル長さ)60cm超※6	制限なし	不要	努力義務	不要	法律により義務	都道府県条例によって自転車保険加入が必要 ●TSマーク加入不可	不要	車道・自転車道※9	最高速度はありません※8
特定小型原動機付自転車	16歳以上	不要	努力義務	必要	不要	自賠責保険に加入が必要	軽自動車税2,000円※2	車道・自転車道・歩道※4	最高速度車道20km/h以下歩道6km/h以下
原動機付自転車(50cc)※1 原付一種(白ナンバープレート)	16歳以上	必要	必要	必要	任意(二輪車防犯登録)	自賠責保険に加入が必要	軽自動車税2,000円※2	車道	法定速度30km/h以下
モペットバイク・ペダル付原動機付自転車※7(原付二種)	16歳以上	必要	必要	必要	任意(二輪車防犯登録)	自賠責保険に加入が必要	軽自動車税 排気量で変動※2	車道	法定速度50ccを超える車両60km/h以下

※1 排気量50cc以下または定格出力0.6kW以下の原付一種は、道路交通法上で「原則、車道の左側を通行すること」が義務付けられていますが、自転車専用通行帯は走行できません。

※2 軽自動車税は毎年4月1日時点の所有者に対して課税されます。【小型二輪免許(原付二種)50cc超90cc以下(黄色ナンバー)90cc超125cc以下(ピンクナンバー)】

※3 自転車は原則車道の左側走行です。歩道は歩行者優先ですが、普通自転車(基準の中で幅(ハンドルの長さ)60cm以下の自転車 注意必要)で以下の条件のとき通行可能です。

①歩道通行可を示す標識・標示のある場合 ②子どもや高齢者、身体障がい者が運転する場合 ③車道が危険・通行困難な場合走行できます。しかし、歩行者が歩道に居る場合は、徐行・一時停止を行ない歩行者の安全確保を優先しなければなりません。【※10.自転車で歩行者の通行を妨げた場合(青切符)「歩道徐行等義務違反」反則金5,000円】普通自転車以外は歩道走行禁止です。

※4 歩行者優先ですが、歩道モードで歩道通行可を示す標識・標示のある歩道を通行可能【※10】です。設定変更して歩道走行モード6km/以下で、最高速度表示灯は点滅の状態です。

※5 取扱い説明書・保証書を確認ください。24km/h以上の速度で自転車を走行させることとなる場合において、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。

※6 ①長さ27インチ以上は190cmを超える自転車も ②幅【ハンドル幅35cm以上 100cm以下・日本工業規格の為】60cmを超える自転車も多数あります。いずれも歩道走行禁止です。 TSマーク加入できません。「歩道走行した場合は(青切符)「通行区分違反」反則金6,000円」(マウンテンバイク・クロスバイク・ロードバイクは特に注意を)

※7 モペットバイク「ペダル付き原動機付自転車」をペダルを用いて人の力のみによって走行させる場合も、原動機付自転車の「運転」に該当します。

※8 最高速度: 政令で定める最高速度(いわゆる法定速度)はありません。ただし、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度をこえる速度で進行してはいけません。

※9 普通自転車以外であっても、二輪又は三輪の自転車(側車付きのもの及び車両をけん引しているものを除く)は、自転車道を通行することができます。(自転車交通ルール 参照)

普通自転車とは

※3の条件のとき歩道通行可能です。

長さ 190cm以下 幅 60cm以下 特にハンドルの幅に注意が必要
二輪以上四輪以下の自転車であること。

側車を付していないこと。

運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く。)を備えていないこと。
制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

自転車交通ルール



自転車反則金



自転車交通安全



TSマーク付保険は普通自転車が加入できます。

自転車搭乗者が交通事故により傷害を負った場合に適用される「傷害補償」
自転車搭乗者が第三者に傷害を負わせてしまった場合に適用される「賠償責任補償」
があります。【対物は対象外です。】

※ 安全整備店の安全整備士が行う安全整備点検に合格して加入となります。

緑のTSマークがあるとこんなに安心です!



モペット
バイク特定小型
原動機付
自転車

特定小型原動機付自転車 保安基準への適合

(注意:性能試験を受けていない車両も存在します)

特定小型原動機付自転車は、道路運送車両の保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないこととされています。

性能等確認済シール等が付けられているものは、この基準を満たしています。

特定小型原動機付自転車に適用される保安基準等については (特定小型原動機付自転車について - 国土交通省)

公益財団法人 日本交通管理技術協会

駆動補助機付自転車
(電動アシスト自転車)

1.人の力を補うために用いる原動機が、次のいずれにも該当するものであること。

(1)電動機であること。
(2)24キロメートル毎時未満の速度で、自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、下記のア又はイに掲げる速度の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数値以下であること。

ア 10キロメートル毎時未満の速度2(三輪又は四輪の自転車であって、牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあっては、3)

※ 駆動補助機付三輪自転車又は駆動補助機付四輪自転車であって、牽引されるための装置を有するリヤカー(以下「被牽引装置付リヤカー」という。)を牽引するためのもの(以下「特定駆動補助機付三輪自転車等」という。)の原動機は、被牽引装置付リヤカーを牽引していない場合の駆動補助力の比率が2以下となるものであり、この駆動補助力の比率の切り替えについては、被牽引装置付リヤカーを牽引するときに切り替わるものであること(当該リヤカーを牽引していない場合に、駆動補助力の比率を2を超えるものに引き上げることができないものであること。)。

イ 10キロメートル毎時以上24キロメートル毎時未満の速度

※ 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から10を減じて得た数値を7で除したものを2から減じた数値(三輪又は四輪の自転車であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあっては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から10を減じて得た数値を3分の14で除したものを3から減じた数値)。

(3) 24キロメートル毎時以上の速度で自転車を走行させることとなる場合において、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。

(4) (1)~(3)までのいずれにも該当する原動機について(1)~(3)までのいずれかに該当しないものに改造することが容易でない構造であること。

2.原動機を用いて人の力を補う機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと。

普通自転車とは

※3の条件のとき歩道通可能です。

長さ 190cm以下 幅 60cm以下 **特にハンドルの幅に注意が必要**
二輪以上四輪以下の自転車であること。

側車を付していないこと。

運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く。)を備えていないこと。

制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

特定原付



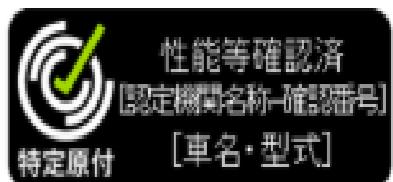
モペットバイク



国土交通省

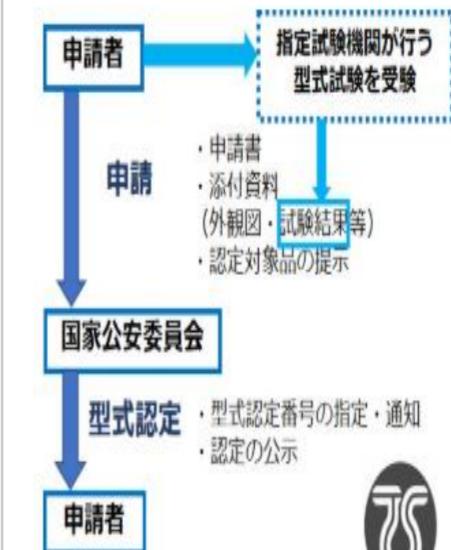


性能等確認済シール

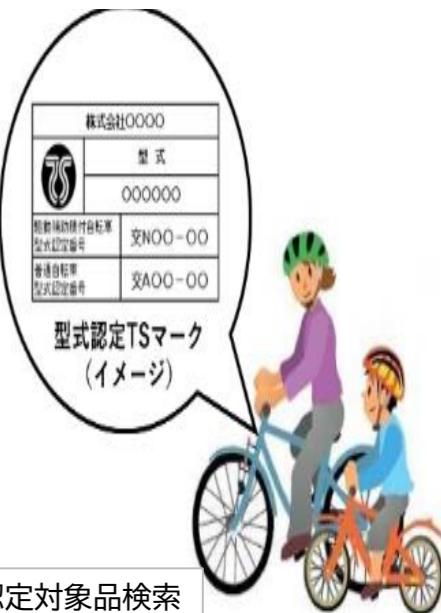


【型式認定制度の流れ】

電動アシスト自転車



自転車に貼ってありますか?



型式認定対象品検索

